

【フラット35】子育て支援型及び城陽市三世代近居・同居住宅支援事業 に係る相互協力に関する協定書

城陽市（以下「甲」という。）と独立行政法人住宅金融支援機構（以下「乙」という。）は、乙が実施する【フラット35】子育て支援型及び甲が実施する城陽市三世代近居・同居住宅支援事業（以下「補助事業」という。）の推進及び普及に係る業務に関する相互協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に協力・連携し、【フラット35】子育て支援型及び補助事業の推進及び普及を図ることを目的とする。

（業務協力）

第2条 前条の目的を達成するため、甲及び乙は、次の各号に掲げる業務を協力して実施する。

- 一 【フラット35】子育て支援型の普及及び運営に係る業務
 - 二 補助事業の普及に係る業務
 - 三 その他前条の目的の達成に資する業務
- 2 【フラット35】子育て支援型のうち前項第1号及び第2号に基づき甲及び乙が協力して実施するものの具体的な要件及び業務協力の内容の詳細は、別表に掲げるとおりとする。

（秘密保持）

第3条 甲及び乙は、本協定に関連して知り得た次の各号に掲げる情報を本協定に関連する業務以外の自己の業務に使用し、又は相手方の事前の承諾なく第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。

- 一 相手方固有の業務上、営業上及び技術上の秘密
 - 二 個人情報（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）及び城陽市個人情報保護条例（平成16年12月28日条例第32号）に規定する個人情報をいう。以下同じ。）
- 2 甲及び乙は、前項の規定にかかわらず、相手方固有の業務上、営業上及び技術上の秘密のうち、次の各号のいずれかに該当する情報を自己の業務に使用し、又は第三者に提供することができる。
- 一 開示の時点で既に公知の情報又はその開示を受けた当事者の責めによらず公知となった情報
 - 二 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - 三 開示の時点で既に開示を受けた当事者が保有している情報
 - 四 開示を受けた当事者が、開示された情報によらず独自に開発した情報
- 3 甲及び乙は、第1項の規定にかかわらず、行政機関（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第1項に規定する行政機関をいう。）が法令に定める事務又は業務の遂行のために個人情報を必要とする場合で、当該個人情報を利用することについて相당한理由があると認められるときは、当該個人情報を当該行政機関に提供することができる。
- 4 甲及び乙は、第1項に定めるもののほか、第7条に基づく検討の内容について、相手方の事前の承諾なく第三者に開示又は漏えいしてはならない。

5 甲及び乙は、本協定が有効期間の満了又は解除により効力を失った後も、第1項及び前項による秘密保持の義務を負う。

(個人情報等の取扱い)

第4条 甲及び乙は、前条に定めるところによるほか、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律、城陽市個人情報保護条例及びその他個人情報の保護に関する各種法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。

2 法人の情報については、前項の個人情報に準じて、適正に取り扱うものとする。

(情報の返却及び廃棄)

第5条 甲及び乙は、相手方から提供された情報が不要となった場合は、速やかに相手方に返却し、又は情報の復元若しくは判読が不可能な方法により消去若しくは廃棄するものとする。

2 甲及び乙は、本協定が有効期間の満了又は解除により効力を失った後も、前項の義務を負う。

(情報提供)

第6条 甲は、補助事業に係る要綱等を改廃するときは、改廃の効力発生日の1か月前までに、改廃に係る情報を乙に通知する。

2 甲及び乙は、前項に掲げる情報のほか、第2条に定める業務協力に必要な情報を相互に提供するものとする。

(協力業務の検討)

第7条 甲及び乙は、原則として年1回以上、本協定に基づき相互協力する業務について検討を行う機会を設けるものとする。

(協定の期間)

第8条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前月末日までに別段の意思表示がなかった場合は、有効期間を1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協定の解除)

第9条 甲及び乙は、相手方に対して、本協定を解除しようとする日の1か月前までに書面による通知をなすことにより、第3条第5項及び第5条第2項に規定する義務を除き、相手方に何らの責任を負うことなく、本協定を解除することができる。

(協定の効力)

第10条 前2条により本協定が有効期間満了又は解除となる場合において、本協定の有効期間満了前又は解除前に合意した具体的な対象に係る業務協力については、本協定は効力を失わないものとする。

(その他)

第11条 本協定を変更する必要が生じた場合、本協定の解釈に疑義を生じた場合及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議して定める。

上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

令和2年11月12日

甲 京都府城陽市寺田東ノ口16番地、17番地
城陽市長

奥田 敏晴

乙 東京都文京区後楽1丁目4番10号
独立行政法人住宅金融支援機構
理事長

加藤 利男

別表（第2条関係）

○【フラット35】子育て支援型のうち甲と乙が協力して実施するものの要件

対象とする補助事業	左欄の補助事業に係る【フラット35】子育て支援型の種別及び要件
城陽市三世代近居・同居住宅支援事業補助金交付要綱で定める城陽市三世代近居・同居住宅支援事業 [事業番号] 02-262072-1466	<p>【フラット35】子育て支援型（同居）</p> <p>(1) 「親と子と孫」を基本とする三世代以上の直系親族が同居すること。</p> <p>(2) 補助金交付申請年度において18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者と現に同居し扶養すること(胎児を含む。)</p> <p>(3) キッチン、浴室、トイレ又は玄関のうちいずれか2つ以上を住宅内に複数箇所設置すること。</p> <p>(4) 入居後5年間、同居状況の確認に協力できること。</p>
[事業番号] 03-262072-1467	<p>【フラット35】子育て支援型（近居）</p> <p>(1) 親子が居住する住宅と祖父母が居住する住宅との水平距離が2キロメートル以内にあること。</p> <p>(2) 補助金交付申請年度において18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者と現に同居し扶養すること(胎児を含む。)</p> <p>(3) 入居後5年間、近居状況の確認に協力できること。</p>

○業務協力の内容

甲が行う内容	<p>【フラット35】子育て支援型の利用を希望する者（以下「融資利用希望者」という。）の住宅取得に係る次の業務</p> <p>(1) 当該住宅取得が、上表左欄に掲げる補助事業（以下「対象補助事業」という。）の要件及び同表右欄に掲げる要件に合致することの確認（確認時点において当該確認を確定すべき時点が到来していない要件にあっては、要件に合致する蓋然性が高いことの合理的な方法による確認）並びに当該確認に基づく【フラット35】子育て支援型の利用対象となることを証する証明書（以下「証明書」という。）の交付</p> <p>(2) 証明書を交付した融資利用希望者のうち融資が実行された者（以下「融資実行者」という。）に係る財政支援措置の支援結果に関する乙への報告</p> <p>(3) 次に掲げる者の居住実態の確認及び確認結果の乙への報告（融資実行日から5年間、年1回の頻度で実施する。）</p> <p>ア 融資実行者（対象補助事業に係る補助申請者（申請予定者を含む。）が融資実行者と異なる場合は当該補助申請者）</p> <p>イ (1)で行う上表右欄に掲げる要件に合致することの確認において同居又は近居する者として確認対象とした者</p>
乙が行う内容	<p>(1) 融資利用希望者に対する住宅ローンの融資金利の引下げ及びそれに付随する業務</p> <p>(2) 【フラット35】子育て支援型の運用に関する業務</p>